

「ほのぼの」シリーズ
Onlineプラットフォーム障害者総合支援法対応システム
システム担当者 様

**NDソフトウェア株式会社**
システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

2025年4月施行の改正対応版バージョンアップに関する注意制限事項について

拝啓 平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

早速ですが、2025年4月施行の障害者総合支援法、児童福祉法の改正に伴い「ほのぼの」シリーズ障害者総合支援法対応システムについて、改正対応版導入前後のお願いと注意点をご案内いたします。

システムの注意制限事項とバージョンアップ後の設定事項について、下記の資料を必ずご確認ください。
末筆ながら、貴事業所の一層のご隆盛をお祈り申し上げます。 敬具

記

■注意制限事項を伴う対象システムおよび該当資料

対象システム	該当資料
障害者総合支援法対応版 ほのぼのmore	<別紙>2025年4月および6月障害者総合支援法改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点

■2025年法改正に伴うリリーススケジュールについて

対象システム	リリース時期 (予定)
障害者総合支援法対応版 ほのぼのmore	改正対応版は2回のリリースとなります。 第一次: 2025年 4月下旬 (4月版) 第二次: 2025年 6月下旬 (6月版) メンテナンス実施予定

※ お客様でのバージョンアップ作業は不要です。

※ 改正対応版のメンテナンス実施時期につきましては、別途ポータルサイトにてご案内いたします。

■「ほのぼの」シリーズサポートページのご案内

お客様専用「サポートページ」には、お問い合わせの多いご質問とその回答を都度更新しております。是非ご利用ください。onlineプラットフォームポータルページよりログインしていただき、以下の手順でご覧いただけます。

- ・「サポートページ ログイン」ボタンをクリック



■お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上

ほのぼのmoreは、NDソフトウェア株式会社の登録商標です。また、本通知に記載されている、他社登録商標・商標をはじめ、会社名、システム名、製品名は一般に各社の登録商標または商標です。なお、本文および図表中では、登録商標マークは明記していません。

<別紙> 2025年4月および6月障害者総合支援法改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点 障害者総合支援法対応版 ほのぼのmore

◇ 2025年4月版について

2025年4月版をインストールするためには、2024年10月版以降のバージョン(Ver.3.00.0028)をインストールされていることが前提条件となります。

2025年4月版へのバージョンアップ前までに2024年10月版以降へバージョンアップを行っていただくようお願いいたします。

※Onlineプラットフォームの場合は、バージョンアップ作業は不要です。

※2025年4月版では、処遇改善加算の経過措置への対応と令和7年4月から適用される各種減算への対応を行います。処遇改善加算を算定されていない事業所様、既に処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを算定されている事業所様、各種減算の対象外の事業所様におかれましても、必ずバージョンアップを行っていただくようお願いいたします。

◇ 2025年6月版について

2025年6月版をインストールするためには、2025年4月版のバージョン(Ver.3.00.0029)をインストールされていることが前提条件となります。

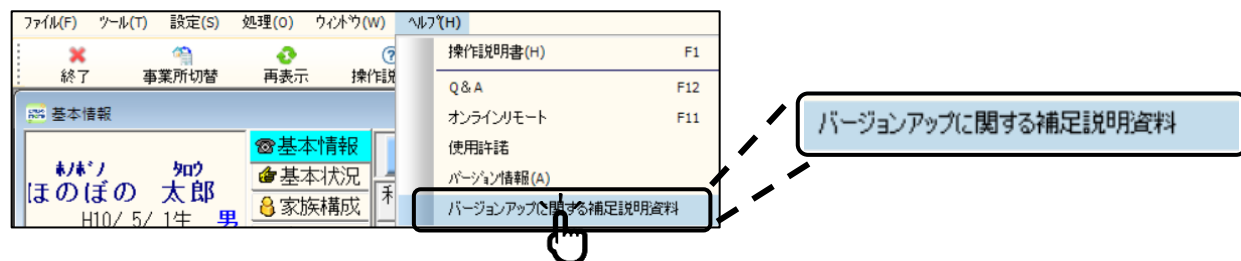
2025年6月版へのバージョンアップ前までに2025年4月版へバージョンアップを行っていただくようお願いいたします。

※Onlineプラットフォームの場合は、バージョンアップ作業は不要です。

※2025年6月版では、令和7年1月31日に発出された事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る 介護給付費等単位数サービスコード表等の一部修正(確定版)等について」への対応を行います。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度包括支援の事業所様におかれましては、7月請求分より調整用、単位数補正用のサービスコードが追加されますので、必ずバージョンアップを行ったうえで請求を行っていただきますようお願いいたします。

4月版および6月版のバージョンアップ後、請求管理システムの[ヘルプ(H)]→[バージョンアップに関する補足説明資料]から設定ポイント集を表示することができます。
これらの資料にはバージョンアップ後の操作方法等を掲載しておりますので**必ずご確認のうえ**操作を行っていただきますようお願いいたします。



(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度包括支援

項番	対象システム・処理	4月版バージョンアップまでの注意制限事項	4月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	【請求管理システム】 ・事業者設定マスタ	4月版バージョンアップまで、2025年4月以降の事業所の体制登録は行わないでください。	[事業者設定マスタ]にて2025年4月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。確認後、事業所単位に[サービス費適用マスタ]にて、新しい報酬単位の取り込みを行ってください。	
2	【請求管理システム】 ・割当 ・集計収集	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の割当(重度包括支援を除く)／集計は行わないでください。	通常どおり、2025年4月および5月提供分の割当(重度包括支援を除く)／集計を行い、請求を行ってください。 6月版バージョンアップまで、2025年6月提供分以降の割当／集計は行わないでください。	通常どおり、2025年6月提供分以降の割当(重度包括支援を除く)／集計を行い、請求を行ってください。
3	【請求統合システム】	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月および5月提供分の処理を行い、請求を行ってください。 6月版バージョンアップまで、2025年6月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年6月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。

(2) 計画相談支援、障害児相談支援

項番	対象システム・処理	4月版バージョンアップまでの注意制限事項	4月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	【計画相談システム】 ・事業所加算管理	4月版バージョンアップまで、2025年4月以降の事業所の体制登録は行わないでください。	[事業所加算管理]にて2025年4月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。
2	【計画相談システム】 ・請求管理	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。
3	【請求統合システム】	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。

(3) 上記(1)、(2)以外

項番	対象システム・処理	4月版バージョンアップまでの注意制限事項	4月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	【請求管理システム】 ・事業者設定マスタ	4月版バージョンアップまで、2025年4月以降の事業所の体制登録は行わないでください。	[事業者設定マスタ]にて2025年4月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。確認後、事業所単位に[サービス費適用マスタ]にて、新しい報酬単位の取り込みを行ってください。
2	【請求管理システム】 ・自動算定(割当) ・集計収集	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の自動算定(行動援護は割当)／集計は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の自動算定(行動援護は割当)／集計を行い、請求を行ってください。
3	【請求統合システム】	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。